

軽自動車税減免適用範囲表

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている人

障がいの区分		本人運転の場合	生計同一者運転又は 常時介護者運転の場合
視覚障がい		1級～3級及び4級の1	同左
聴覚障がい		2級及び3級	同左
平衡機能障がい		3級	同左
音声機能障がい		3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）	/
上肢不自由		1級・2級の1及び2級の2	同左
下肢不自由		1級～6級	1級・2級及び3級の1
体幹不自由		1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい	1級及び2級 (1 上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)	同左
	移動機能障がい	1級～6級	1級～3級（3級のうち1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。）
心臓機能障がい		1級～3級	同左
じん臓機能障がい		1級～3級	同左
肝臓機能障がい		1級～3級	同左
呼吸器機能障がい		1級～3級	同左
ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級～3級	同左
小腸の機能障がい		1級～3級	同左
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級～3級	同左
併合障がい		1級～4級	1級～3級

(2) 療育手帳の交付を受けている人

障がいの区分	本人運転の場合	生計同一者運転又は 常時介護者運転の場合
知的障がい	総合判定A	同左（ただし、特別支援学校への通学に使用する者については、B1及びB2を含む）

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

障がいの区分	本人運転の場合	生計同一者運転又は 常時介護者運転の場合
精神障がい	障がい等級 1級	同左

*注意 減免は一人1台で、自動車税との重複減免はできません。